第４２号議案

　　品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

　品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成２４年品川区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

　第４条第１項第９号中「温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第１０号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項中第４１号を第４２号とし、同項第４０号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第４１号とし、同項中第３９号を第４０号とし、第３６号から第３８号までを１号ずつ繰り下げ、同項第３５号に次のように加え、同号を同項第３６号とする。

　　キ　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。

第４条第１項中第３４号を第３５号とし、第１６号から第３３号までを１号ずつ繰り下げ、同項第１５号中「１０歳」を「７歳」に改め、同号を同項第１６号とし、同項中第１４号を第１５号とし、第１３号を第１４号とし、同項第１２号中「手拭い」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「（かみそりを除く。）」を加え、同号を同項第１３号とし、同項第１１号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第１０号の次に次の１号を加える。

　⑾　調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

　第４条第２項第１号チ中「第１５号」を「第１６号」に改め、同項第２号カ中「第１６号まで、第１８号、第２０号、第２１号、第２４号、第２５号、第２７号、第２９号および第３１号から第４１号」を「第１７号まで、第１９号、第２１号、第２２号、第２５号、第２６号、第２８号、第３０号および第３２号から第４２号」に改める。

　第５条第１項中「前条第１項第１９号、第２６号、第２８号および第３０号」を「前条第１項第２０号、第２７号、第２９号および第３１号」に改め、同条第２項中「前条第１項第１９号、第２６号、第２８号および第３０号」を「前条第１項第２０号、第２７号、第２９号および第３１号」に、「前条第１項第１８号」を「前条第１項第１９号」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。ただし、第４条第１項第３５号に次のように加える改正規定および次項の規定は、令和３年１０月１日から施行する。

　（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）第２条第１項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第４条第１項第３６号キの規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、もしくは改築し、または大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

　（説明）公衆浴場の衛生および風紀に必要な措置等の基準を改める必要がある。